

新たな交流拠点検討委員会公募委員の選考に関する基準

1 目的

新たな交流拠点検討委員会委員公募要綱（令和7年4月1日施行）第6条に規定する選考委員会において行う公募委員の選考について必要な事項を定めるものとする。

2 選考数

募集人員3人を選考する。ただし、補欠の委員の募集については、補欠の委員数とする。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、次の方法により審査を行い、評価点の合計が高い上位3人又は補欠の委員数を選考する。

(1) 書類選考

選考委員会は、提出された申込書を基に、各選考委員が次表の評価項目ごとに5段階評価で採点した評価点の得点を合計する。なお、書類選考を行う場合は、氏名等の個人情報伏せるものとする。

評価項目	評価点（5段階評価）				
応募した動機の妥当性	5	4	3	2	1
応募の抱負	5	4	3	2	1
文章のわかりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【採点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

(2) 面接

選考委員会は、書類審査の結果、同点の場合及び書類審査のみでは判断しがたい場合は面接を行うこととし、各選考委員が次表の評価項目ごとに5段階評価で採点した評価点の得点を合計する。

評価項目	評価点（5段階評価）				
これまでの社会的経験を生かし建設的な意見を有しているか。	5	4	3	2	1
委員として参加する熱意や意欲が感じられるか。	5	4	3	2	1
自己の意見を持ちながらも周りの人たちとも協調しながらやっていけるか。	5	4	3	2	1
委員としての責務を自覚しているか。	5	4	3	2	1
委員として公平的な立場で物事をみることができるか。	5	4	3	2	1

【採点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

4 その他

応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）によるものとする。